

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規 則  
福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 二頁
- 告 示  
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 二頁
- 公 告  
自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件 二頁
- 一 般 競 争 入 札 を 行 う 件 二頁

## 規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年四月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四十五号

#### 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第四条第四項」を「第四条第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

第七条中「七日以内」を「知事が別に定める日まで」に改める。

附則第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

様式第三号中「連携して債務」を「連帯して債務履行」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

## 告 示

### 福島県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年四月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ南相馬原町店 福島県南相馬市原町区北原字境堀七六番地一ほか十四筆
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年四月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二三番地一
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮

事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再生利用を図ること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三百二十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項の変更の届出に係り法第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年四月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト八島田店 福島県福島市八島田字勝口仮換地五三街区一画地ほか八

筆

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再生利用を図ること。

2 廃棄物等に係る事項等

(一) 事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) その他指針に基づき配慮することとした事項(一)(二)において、生ゴミ等につ

いては「生ものを扱わないが、従業員の飲食生ゴミが少量発生します。」としていますが、ামীゴ福島西店については、動物の死体や糞尿、エサの残渣などについても適切に保管、処理を行うこと。

(三) 廃棄物の収集運搬・処分を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三百二十七号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和二年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	指 定 区 間	指 定 年 月 日
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂一五三番一地从先から 同 市神指町大字北四合字石田一二二番二〇地先まで	令和二年四月二十八日

(道路計画課)

**公 告**

## 公告 88号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島ロボットテストフィールド用ドローンアナライザーシステム開発業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年4月28日

福島県知事 内堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島ロボットテストフィールド用ドローンアナライザーシステム開発業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年11月30日まで
- (4) 履行場所 福島ロボットテストフィールド風洞棟（福島県南相馬市原町区萱浜地内）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去10年以内に、国、都道府県、市町村、独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人（以下「公的機関」という。）からの発注により又は公的機関が行うプロジェクト若しくは公的機関との共同研究により、ドローン制御システムを開発又は製作した実績を有すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年5月25日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部産業振興総室産業創出課ロボット産業推進室

電話024-521-8058

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年5月25日（月）午後5時まで必着とする。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年4月28日（火）から同年5月25日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年4月29日及び同年5月4日から同月6日までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年5月12日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年6月8日（月）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎8階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便による入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年6月5日（金）午後5時までに次に掲げる場所に必着のこと。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課

電話 024-521-7269

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development of Drone Performance Testing System for use at the Fukushima Robot Test Field 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 8 June 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 5 June 2020
- (4) Contact point for the notice: Robot Industry Promotion Unit, Business Creation Division, Business Promotion Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-8058

(産業創出課ロボット産業推進室)